

議員定数等調査検討特別委員会 日程

令和6年 10月 8日 (火)
全 員 協 議 会 室

- 1 開会宣言

- 2 会議録署名委員の指名

- 3 議 題
 - (1) 選挙区について
 - (2) その他について

- 4 閉会宣言

議員定数等調査検討特別委員会 委員名簿

[期数・年齢順]

区 分	氏 名	備 考
委 員	齊 木 正 一	
	内 田 博 長	
	銀 杏 泰 利	
	興 治 英 夫	
	浜 崎 晋 一	委員長
	市 谷 知 子	
	尾 崎 薫	
	福 田 俊 史	
	野 坂 道 明	副委員長
	島 谷 龍 司	
	浜 田 一 哉	
	川 部 洋	
	鹿 島 功	
	山 川 智 帆	
	前 住 孝 行	
村 上 泰二朗		

《参考》令和5年6月29日の本会議において次のとおり設置することを決定

名 称	付託する調査事件	委員定数
議員定数等調査検討特別委員会	鳥取県議会議員に係る次の事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・議員の定数 ・選挙区 ・各選挙区において選挙すべき議員の数 	16名

選挙区の見直しについての
各党派等の意見

議員定数等調査検討特別委員会における会派意見

県議会自由民主党

▶ 会派意見

- 選挙区区割りについては、現行どおりとする。
- 総定数は2減とする。
- 2減については、公職選挙法第15条第8項ただし書きの規定に基づく調整を行い、当該調整は、鳥取市選挙区及び米子市選挙区から各1減とする。

▶ 会派意見の理由

- 日野郡町村議会議長、西部町村議長会及び西部町村会から、議長に対し、西伯郡及び日野郡選挙区の存続を求める要望書を提出されている。地元からの要望書を斟酌しつつ、有権者への影響を勘案すると、現状を維持することが妥当と考える。
- 現行どおりの選挙区区割りにおいて、仮に3名減とすれば、日野郡選挙区が直ちに強制合区の基準に該当する可能性があるため、3名減は避けるべきであり、2名減が妥当と考える。
- 行政実例に基づく通常の配分による2名減とすれば、鳥取市選挙区及び八頭郡選挙区から各1減となり、人口較差は2.694倍である。有権者への影響を抑制しながら人口較差が2.174倍までは是正される、鳥取市選挙区及び米子市選挙区から各1減とすることが妥当。

議員定数等調査検討特別委員会（R6.10.8）について

鳥取県議会民主とっどりの意見

鳥取県議会民主とっどりの意見は、以下のとおりです。

（１）選挙区について

①選挙区区割：現行どおり

②定数配分：公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用

・鳥取市選挙区1減

・米子市選挙区1減

【理由】中山間地間の均衡を考慮するとともに、議員1人当たりの人口較差を縮減することを考慮。

（２）見直し後の議員総定数について

総定数：33人（2減）

議員定数の見直しについて (意見)

公明党鳥取県議会議員団

公明党鳥取県議会議員団の意見は、以下のとおりです。

1. 選挙区について

①選挙区区割：「一人区」を解消

- ・ 鳥取市、岩美郡、八頭郡選挙区の新設【合区】
- ・ 西伯郡、日野郡選挙区の新設【合区】
- ・ 米子市、日吉津村選挙区の新設【飛び地解消】

※選挙区の見直し検討に関するシミュレーション p. 23 【例 4-1】

②定数配分：公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きは適用しない。(調整しない)

【理由】 1 人区を解消し、合区による複数人区とすることで、一票の格差（議員 1 人当たりの人口較差）を縮減し、県民の多様な意見をより反映できるようにする。

2. 見直し後の議員総定数について

総定数：33 人（2 減）

議員定数等調査検討特別委員会持ち帰り事項(無所属)

1 選挙区の区割りについて

①見直すべき…市谷議員、山川議員、玉木議員	
②現行どおり…福浜議員、松田議員、西村議員、前任議員	
意見等	
議員	内容
市谷議員	・定数1は、選挙区内の多様な民意が反映できず、あきらめが生まれ全て無投票になっている。従って定数1の解消には、定数を増やさないのであれば、選挙区割りの見直しが必要となる。
玉木議員	・検討委員会が示したシミュレーション定数3減の【例4-1、例5-1】あたりを目指すべき。

2 「一人区」の取扱い

①解消すべき…市谷議員、山川議員、玉木議員	
②現行どおり…福浜議員、松田議員、前任議員	
③その他 …西村議員	
意見等	
議員	内容
市谷議員	・1の理由から1人区解消が必要と考える。まずは1人区の定数を複数に。それをしないなら、「定数削減せず」、「選挙区の1票の格差を2倍以内に収める」には、「鳥取・岩美」「日野・西伯」の合区、また米子と日吉津の飛び地解消。ただし、合区・飛び地解消は、住民の意見を聞いてから、実施の有無を判断する。
山川議員	・区割りは「生活圏」から決められているといわれ、区割りを単純に有権者の数を同じにするだけで決めてしまうと住民の「生活圏」と選挙区が異なる事態もでてくる。 ・議員定数は結論として議員が決めるが、その前段階として住民の「生活圏」と選挙区を住民に確認する必要がある。 ・したがって、住民に確認したうえで区割りを決める手続きが望ましい。
玉木議員	・特定の候補や政党が強い地域の場合、他の候補者が立候補しづらくなりその結果、無投票当選が生じやすい。選挙に対する無力感が広まり投票率の低下や政治に対する無関心が進む。 一人区は「死に票」が増える。
福浜議員	・日野郡は「ひとつ」という歴史的な積み上げを無視して「法律で決まっているから仕方ない」と合区を進めるのではなく、参院で合区反対を求めているのと同様のスタンスで向き合うのが筋ではないか。 ・従って存続に賛成する。
松田議員	・参議院で合区に反対しているのと同じ考え方をすべきであり、一人区を解消すべきではない。
前任議員	・中山間地の意見を大事にする意味では、残したほうが良いと考える。
西村議員	・日野郡は人口減により法的に選挙区が消滅する可能性が高いが、拙速に消滅させるべきではない。議論が必要である。 ・八頭郡、岩美郡についても、拙速に合区にしたり、消滅させるべきでない。

3 「飛び地」の取扱いについて

①解消すべき…福浜議員、山川議員、玉木議員	
②現行どおり…西村議員、松田議員、前任議員	
③その他 …市谷議員	
意見等	
議員	内容
福浜議員	・飛び地の取扱いは、有権者である日吉津村民や日吉津がどうお考えか、聞き取る必要があると思う。「勝手に県議会で決めて！」と反発を招くより、丁寧に段取りを踏むべきではないか。 ・その上で、米子市選挙区との合区は賛成。
松田議員	・日吉津村民の意見を聞いて検討すべきである。
前任議員	・日吉津村民の意見を聞いた上で、解消しても良い。
玉木議員	・飛び地が解消され、選挙区が地理的に連続することで、地域間のつながりが強化され、地域全体としての一体感が高まる。これにより、地域社会全体の問題解決に向けた連携が強化され、共同プロジェクトや地域活性化の取り組みが推進されやすくなる。
西村議員	・日吉津村は選挙区を米子市に入れるべきでない。 ※日野郡の選挙区消滅可能性と、飛び地の議論は別である。 ・行政区は西伯郡のため。米子市ではない。 ・県議会で合区にするなら、市議会・村議会も合区にして、行政区も米子市にするべき。 ・地方自治の観点からも健全な運営と云えず、双方の住民理解も得られないと考える。 ・飛び地なのは、日吉津村のアイデンティティ。 ・合区にするなら、住民投票で決めるべきでは。県議会で勝手に決めるべきではない。 (日吉津村は、市町村合併時に自ら米子市に合併しない道を選んだ)
市谷議員	・結論を出す前に、県民に意見照会する場を設定すること。

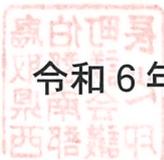
4 その他の意見

議員	内容
市谷議員	・定数3の削減は、「強制合区」を招くため、やるべきではない。
福浜議員	・日本全体が人口減に向かう中、人口比のみで定数を決める法律がこのままでいいのか？声を上げるべき。 ・「人口減だから必然的に定数削減は不可避」という考えや方向性のマイナス面を有権者である県民にもっとアピールすべき。 ・従って、定数減には反対というスタンス。
松田議員	・参議院での合区と同様に、人口減による定数減は、慎重になるべきである。
西村議員	・現行通りでよいが、定数減に伴う見直しが必要な場合には、最小限の変更とすべき。 ・拙速で大幅な変更は、現行法の下で県民に理由説明がつかないし、県民の理解も得られにくい。県民には、法の下、公正で明確な数字、理由、を示せる方法・結論を熟考、熟論して表すべきだ。 ・定数減をするなら、今回は最小限に留めるべき。ただでさえ全国一人口最少県で国民の土地と生活を守っており、議員の数が減ると、結果、県民の声を政治に反映する力が弱くなると考える。 ・人口減少下にある地方・本県において、公選法は、地方の実情や選挙区の面積を勘案しておらず法律が実態に適応していないと感じる。 地方自治を守るためにも、議員定数の議論と共に、クォータ制導入や公選法の改正なども視野に入れて議論していく必要もあるのではないかと。
前任議員	・なるべく合区をせず、最小限にとどめるべき。公選法第15条第8項の但し書きの「地域間の均衡を考慮して」ということについても配慮すべき。
玉木議員	・選挙区間の人口較差を是正する事で選挙区の公平な代表制と正確な有権者の意思を反映できる。



鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

西伯郡選挙区及び日野郡選挙区の見直しを行わないことを求める
要望書



令和6年9月13日



鳥取県西部町村議会議長会

会長 山路 有



副会長 景山 浩



副会長 米本 隆記



日南町議会議長 山本 芳昭



日野町議会議長 中原 信男



江府町議会議長 三好 晋也





日吉津村議会議長 山路 有



大山町議会議長 米本 隆記



南部町議会議長 景山 浩



伯耆町議会議長 勝部 俊徳



鳥取県議会では令和5年6月に議員定数等調査特別委員会を設置し、議員定数の見直しを検討され、令和7年2月を目途に条例定数、選挙区定数の算出方法を決定するスケジュールが公表されています。私ども西部町村議会議長会は、このたびの鳥取県議会議員の選挙区及び定数の見直しに当たり、下記のとおり要望いたします。

記

県議会議員は地域住民が抱える課題の認識や取組等を県政に反映させる重要な役割を担っています。人口だけを考慮した一票の格差是正のための合区、もしくは選挙区の変更はあってはならないと考えます。

よって、西伯郡選挙区、日野郡選挙区ともに現状の選挙区を維持し、見直しを行わないように要望いたします。



鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

鳥取県議会の選挙区見直しに対する要望書

令和6年 9 月 13 日

鳥取県西部町村会

会 長 竹 口 大 紀



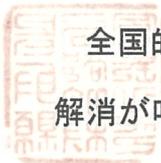
< 構 成 員 >

日南町長	中 村 英 明
日野町長	塔 田 淳 一
江府町長	白 石 祐 治
日吉津村長	中 田 達 彦
大山町長	竹 口 大 紀
南部町長	陶 山 清 孝
伯耆町長	森 安 保



鳥取県議会におかれましては、県民の生命財産の保護・福祉の向上・教育環境の整備・農林水産業をはじめとする産業の振興など、日ごろから県民の声を県政に反映されるべく議会運営なされておられること、郡部の首長として感謝申し上げます。

さて、鳥取県議会では令和5年6月に議員定数等調査特別委員会を設置し、議員定数の見直しを検討され、令和7年2月を目途に条例定数、選挙区定数の算出方法を決定するスケジュールが公表されています。



全国的にも鳥取県・島根県、徳島県・高知県の参議院合同選挙区における合区解消が叫ばれ、鳥取県でも一丸となって地方の声を中央に届けることのできる選挙区制度の見直しが求められています。

人口だけで単純に選挙区が決定されることにより、地方の声が政策に反映されなくなることが危惧されるところです。

つきましては、日野郡・西伯郡の7町村で構成しております鳥取県西部町村会は、このたびの鳥取県議会議員の定数及び選挙区の見直しに当たり、下記のとおり要望いたします。

記

この度の鳥取県議会の選挙区等の見直しについては、拙速な合区等の対応は行わないこと

県議会議員定数等に関する制度

1 定数

県議会議員の定数は、条例で定める。(自治法 90 条 1 項)

※従来は、定数を定めるに当たって人口区分に応じた上限が定められていたが、平成 23 年の自治法改正で撤廃された。(廃止前の上限：人口 75 万未満の都道府県 40 人)

2 選挙区

事項		内容	備考
原則 (公選法 15 条 1 項) ※H25 改正法附則 3 条		「一の市の区域」、「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」又は「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本とし、条例で定める。 ※施行日 (H27. 3. 1) の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。	鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 八頭郡 東伯郡 ※西伯郡 日野郡 (8 選挙区)
特例	強制合区 (公選法 15 条 2 項)	選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない。	
	市の区域の任意合区 (公選法 15 条 3 項)	一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。	
	町村の区域の取扱い (公選法 15 条 4 項)	一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。	岩美郡 (1 選挙区)
選挙区設定の考慮事項 (公選法 15 条 7 項)		行政区画、衆議院 (小選挙区選出) 議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。	

注) 議員の一人当たりの人口とは、当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数をいう。

3 選挙区ごとの定数

各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公選法 15 条 8 項)

⇒【鳥取県の現状】原則どおり、人口に比例して各選挙区に配分 (ただし書の適用なし)

※人口に比例した算出方法

行政実例では、ヘアースキーマ (各選挙区の人口を議員一人当たりの人口で割り、商と剰余を求め、商を 1 次配分の議席として配分し、残りの議席を剰余の大きい選挙区の順に定数に達するまで 2 次配分の議席として配分する) によるものとされている。

4 基礎となる人口

選挙区ごとの定数の基礎となる人口は、官報で公示された最近の国勢調査人口によることとされている。(自治法 254 条、公選法施行令 144 条)

⇒令和 9 年 4 月に行われる次期一般選挙は、特段の立法措置がない限り、直近の国勢調査である 令和 7 年国勢調査の確定人口が基礎 となる。

※国勢調査の速報人口 (人口速報集計) の取扱い

人口及び世帯数の速報であり、官報に公示される。行政実例では、国勢調査の確定人口 (人口等基本集計) が公示されるまでの間は、速報人口が適用されるものとされている。